バリアフリー法の施行状況と今後の課題

－バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）－

平成24年1月

国土交通省 総合政策局
安心生活政策課

※会議当日の資料から一部修正あり

目次

Ⅰ．バリアフリー法による取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p2

1．バリアフリー法の概要 ・・p3

2．バリアフリー化の推進状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p7

3．基本構想の取組み状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p15

4． 心のバリアフリーの取組み状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p26

5．その他 ・・・p30

Ⅱ．バリアフリー法に関する課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p36

1．取組み状況のまとめ ・・・p37

2．主な課題及び今後の対応方針（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p38

3．今後の検討の進め方について（案） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p39

Ⅰ．バリアフリー法による取組み

1. バリアフリー法の概要

国土交通省

ハートビル法
（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）
（平成6年制定）
→不特定多数、高齢者・障害者が利用する建築物等のバリアフリー化

交通バリアフリー法
（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）
（平成12年制定）
→駅・鉄道車両・バスなど公共交通機関と周辺地域のバリアフリー化

統合・拡充

バリアフリー法
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）
（平成18年制定）

対象者の拡充

・身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者等全ての障害者が対象

対象施設の拡充

・建築物、公共交通機関及び道路に加え、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを新たに追加

基本構想制度の充実

・バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを旅客施設を含まない地域にまで拡充

基本構想策定の際の当事者参加

・協議会制度を法定化
・構想作成提案制度を創設

ソフト施策の充実

スパイラルアップの導入

・関係者と協力して、バリアフリー施策の持続的かつ段階的な発展を目指す。

心のバリアフリーの促進

・ハード面での整備と併せて、国民の一人ひとりが、高齢者・障害者等の困難を自らの問題として認識。

1. バリアフリー法の概要

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

基本方針において整備目標を設定／移動等円滑化基準の適合義務

旅客施設及び車両等

道路

路外駐車場

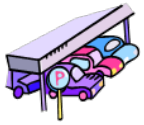

都市公園

建築物

地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ

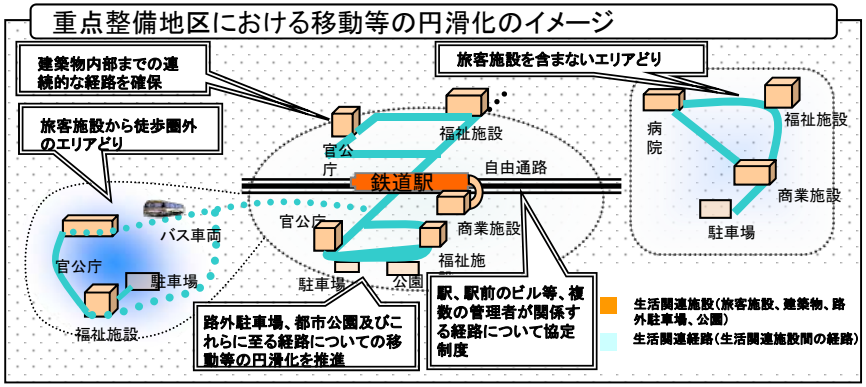

心のバリアフリー等の推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

1. バリアフリー法の概要

国土交通省

基本方針（主務大臣）

・移動等の円滑化の意義及び目標
・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
・市町村が作成する基本構想の指針　　等

関係者の責務

・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務、既存の施設等を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

・旅客施設及び車両等
・一定の道路（努力義務はすべての道路）
・一定の路外駐車場
・都市公園の一定の公園施設（園路等）
・一定の特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

上記の基準適合義務対象となっている特別特定建築物以外の特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物等）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導基準に適合する特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載　等

協議

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例　等

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

2. バリアフリー化の推進状況

○整備目標（基本方針）

			現状 ※2（H23年3月末）	H22年までの目標	H32年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅		78%	原則100% ※1	○ 3000人以上を原則100% この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
		ホームドア・可動式ホーム柵	44路線 484駅	目標なし	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進
	鉄軌道車両		50%	約50%	約70%
バス	バスターミナル		83%	原則100% ※1	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス車両	ノンステップバス	36%	約30%	約70% （対象から適用除外認定車両（高速バス等）を除外）
		リフト付きバス等	－	目標なし	約25% （リフト付バス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両（高速バス等）を対象）
船舶	旅客船ターミナル		84%	原則100% ※1	○ 3000人以上を原則100% ○ 離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船		18%	約50%	○ 約50% ○ 5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○ その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空	航空旅客ターミナル		92%	原則100% ※1	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	航空機		81%	約65%	約90%
タクシー	福祉タクシー車両		12,256台	約18,000台	約28,000台
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		68% ※3	原則100%	原則100%（今後、市町村の基本構想作成による重点整備地区の増加に伴い、増加する対象施設も含む）
都市公園	移動等円滑化園路		46% ※3	約45%	約60%
	駐車場		38% ※3	約35%	約60%
	便所		31% ※3	約30%	約45%
路外駐車場	特定路外駐車場		46%	約40%	約70%
建築物	床面積2000㎡以上の特別特定建築物の総ストック		48%	約50%	約60%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		96%	原則100%	原則100%

※1 H22年までの目標については1日平均利用客数5000人以上のものが対象
※2 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。 1日平均利用客数3000人以上の数値を記載。
※3 集計中につき、H22年3月末時点の数値。

国土交通省

旅客施設（鉄軌道駅・バスターミナル・旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル）

旅客施設※におけるバリアフリー化の推移

（公共交通移動等円滑化実績等報告による）

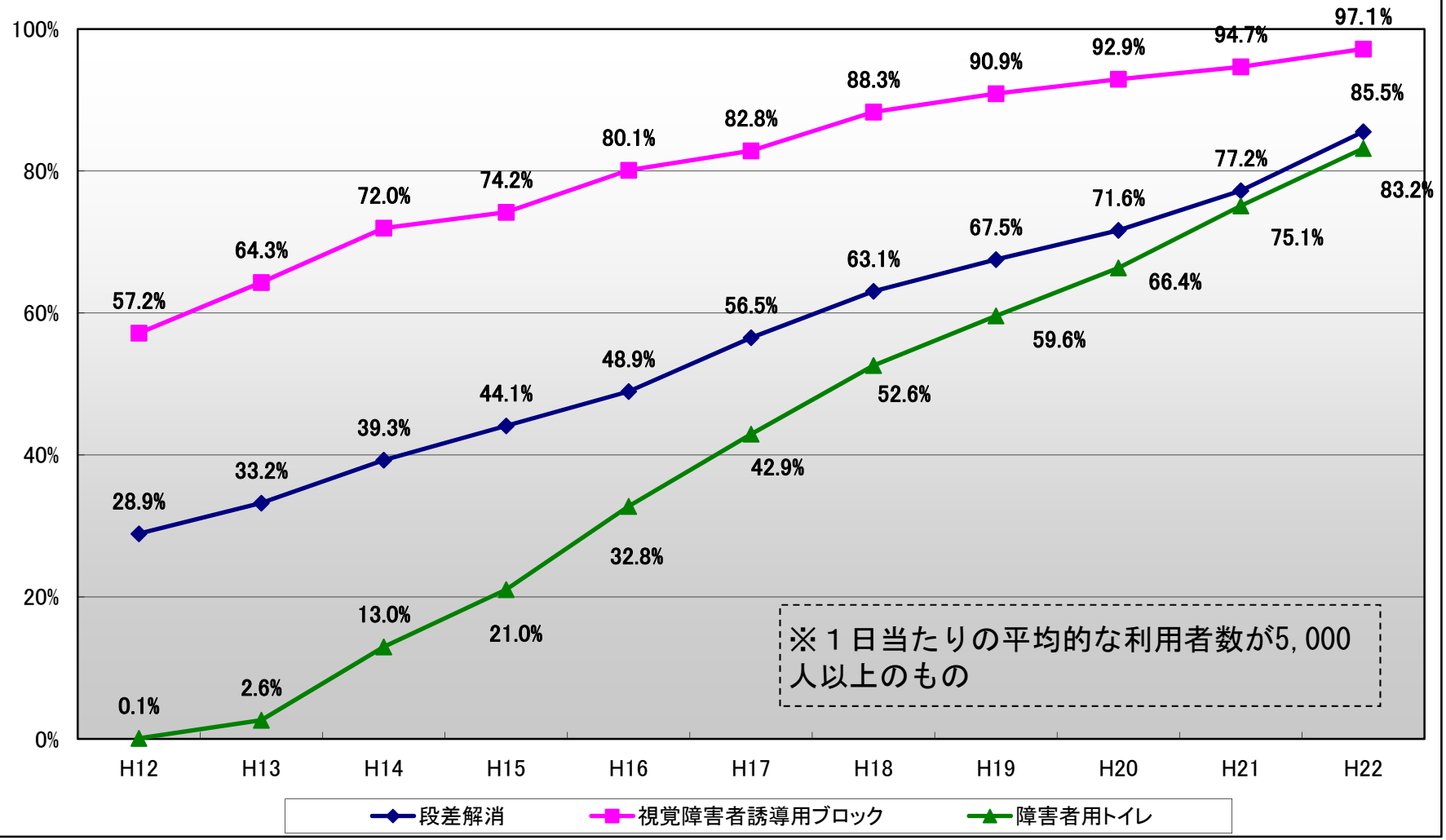

2. バリアフリー化の推進状況

車両等のバリアフリー化の推移（鉄軌道車両・ノンステップバス車両・旅客船・航空機）

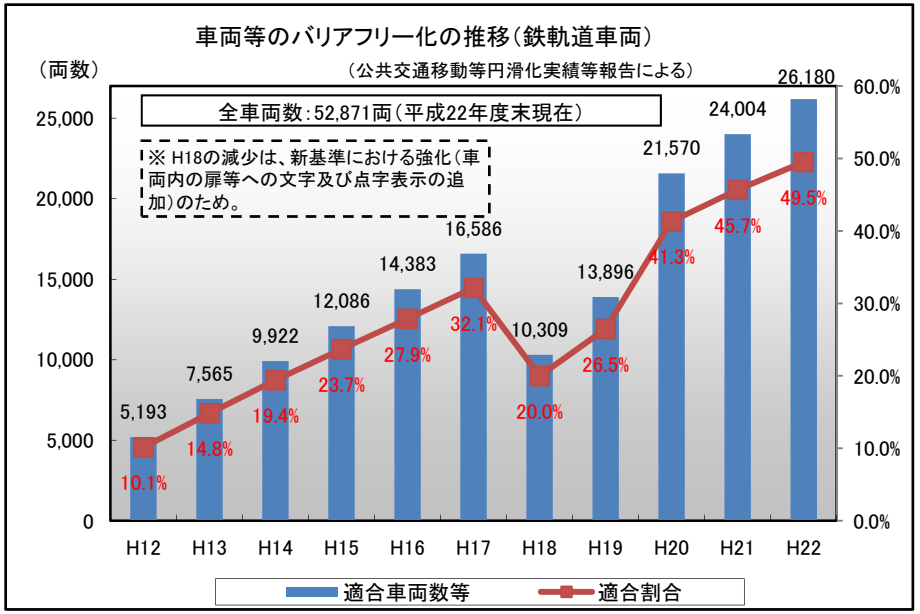

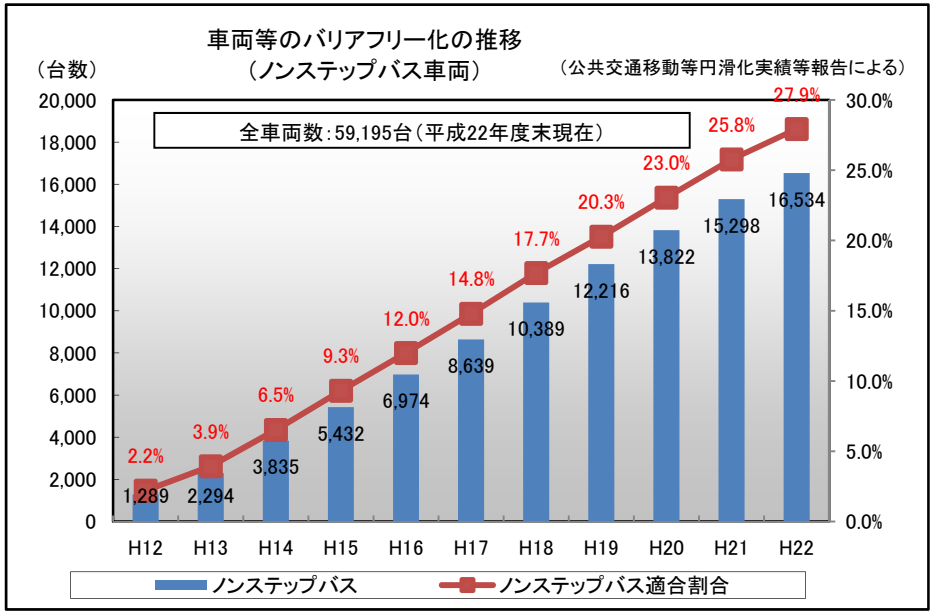

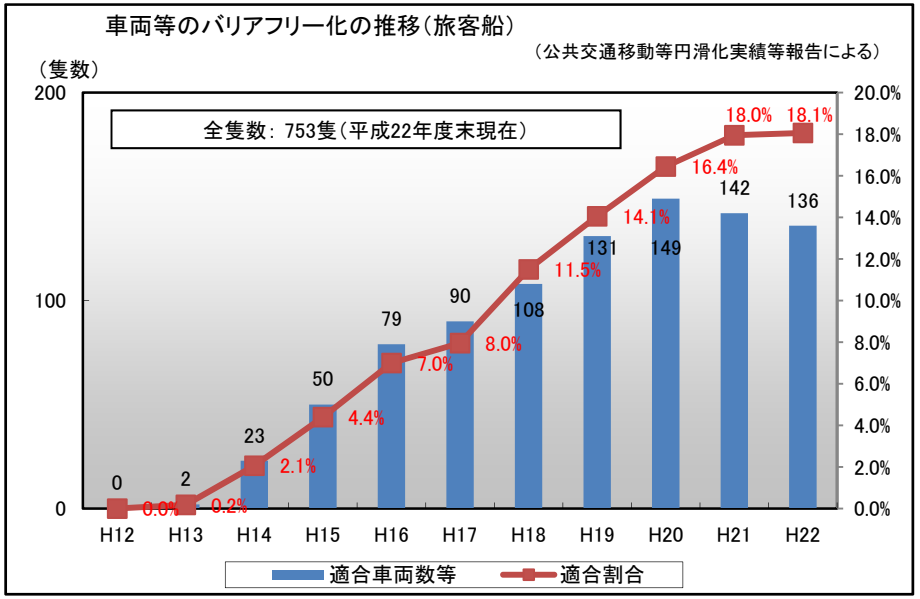

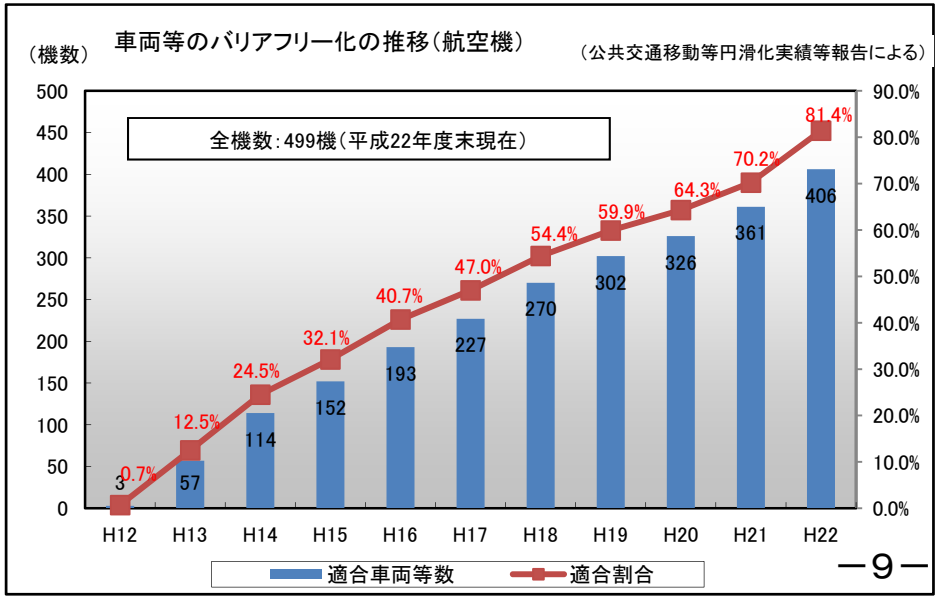

国土交通省

各施設のバリアフリー化の推移（道路・建築物・都市公園・路外駐車場）

道路のバリアフリー化の推移

（国土交通省調査）

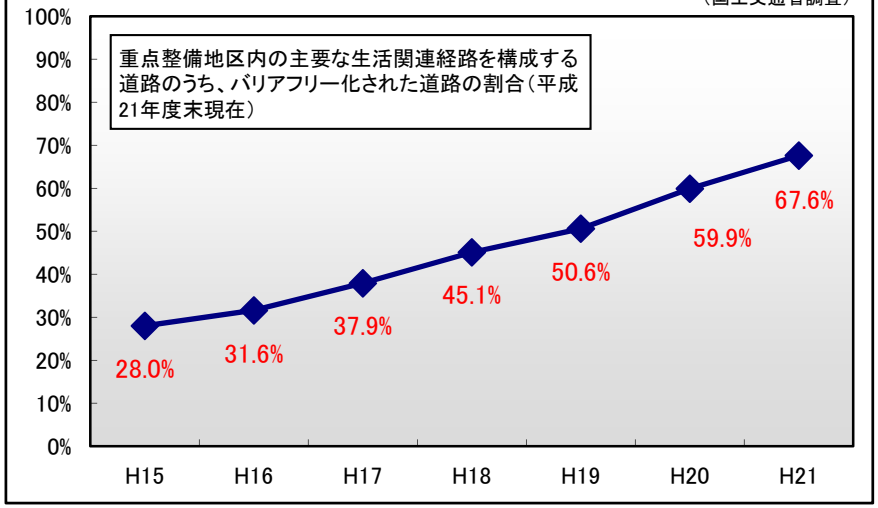

建築物のバリアフリー化の推移

（国土交通省調査）

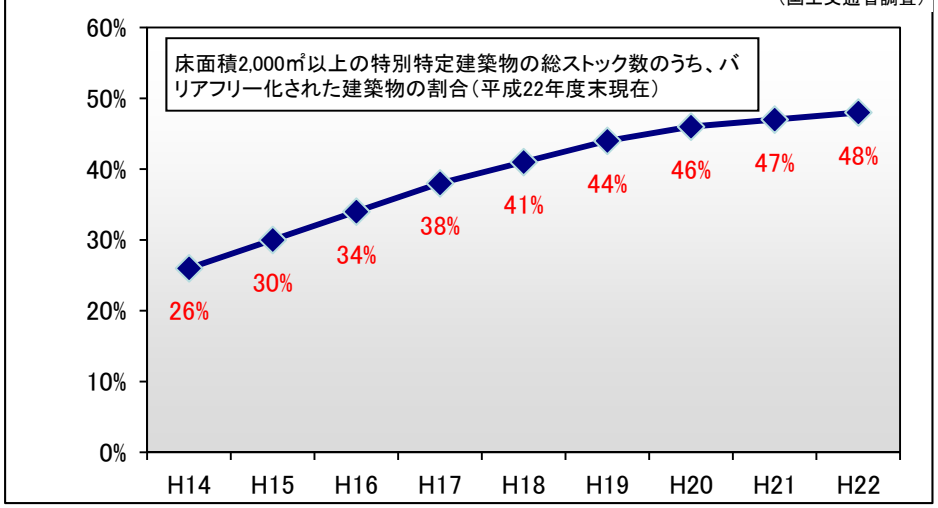

都市公園（園路及び広場、駐車場、便所）のバリアフリー化の推移

（国土交通省調査）

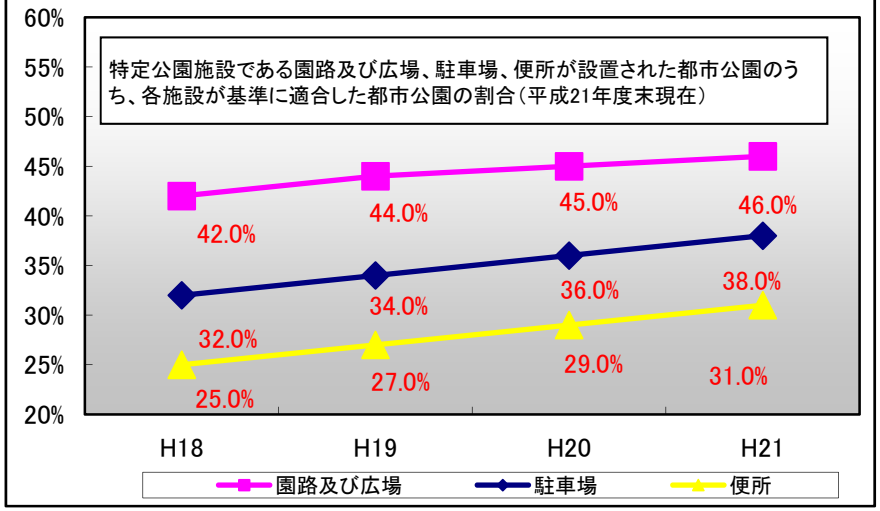

路外駐車場のバリアフリー化の推移

（国土交通省調査）

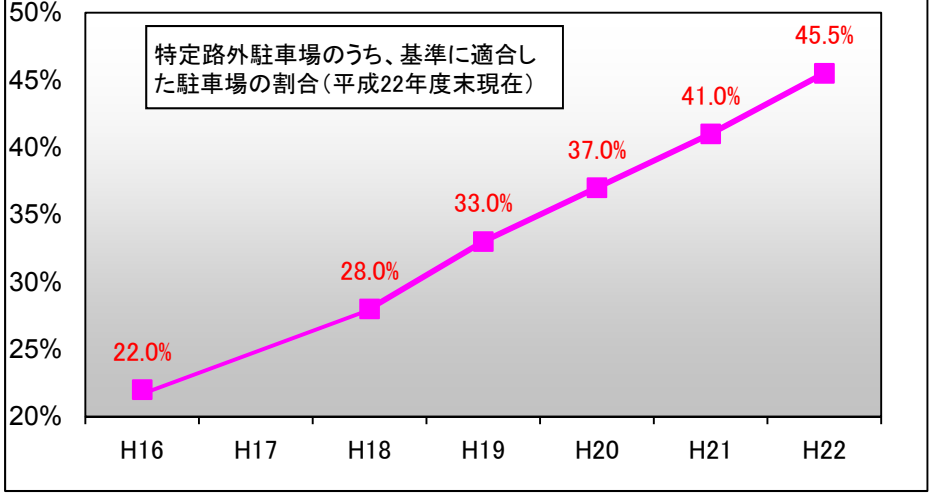

国土交通省

地方における旅客施設のバリアフリー化の展開

段差が解消されている駅の割合

※平成22年度末時点

（国土交通省調査）

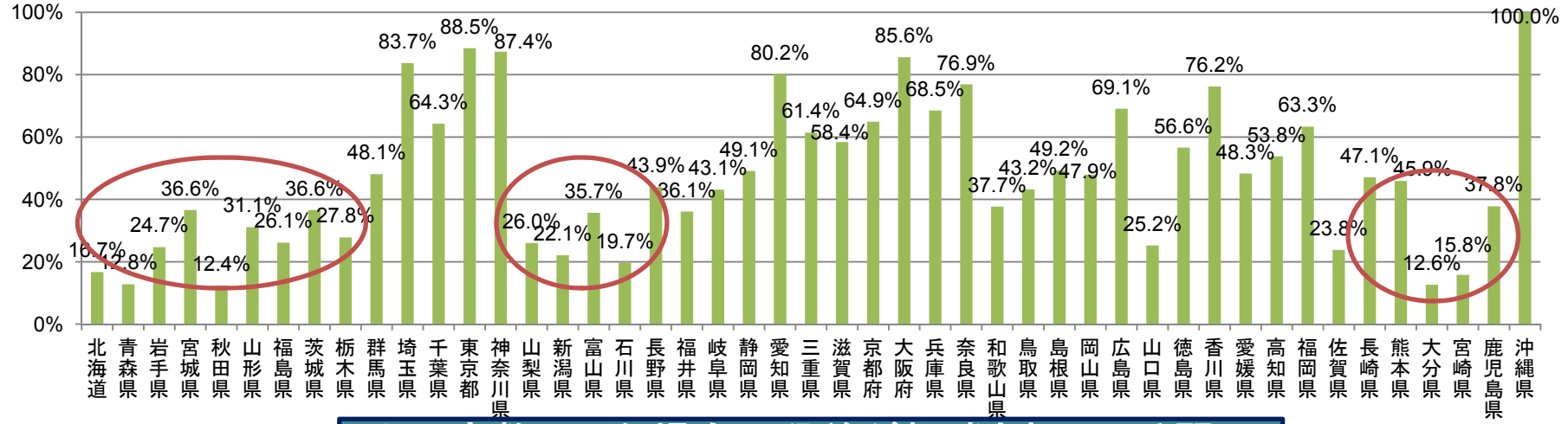

利用客数でみた場合の段差が解消されている駅の割合

（国土交通省調査）

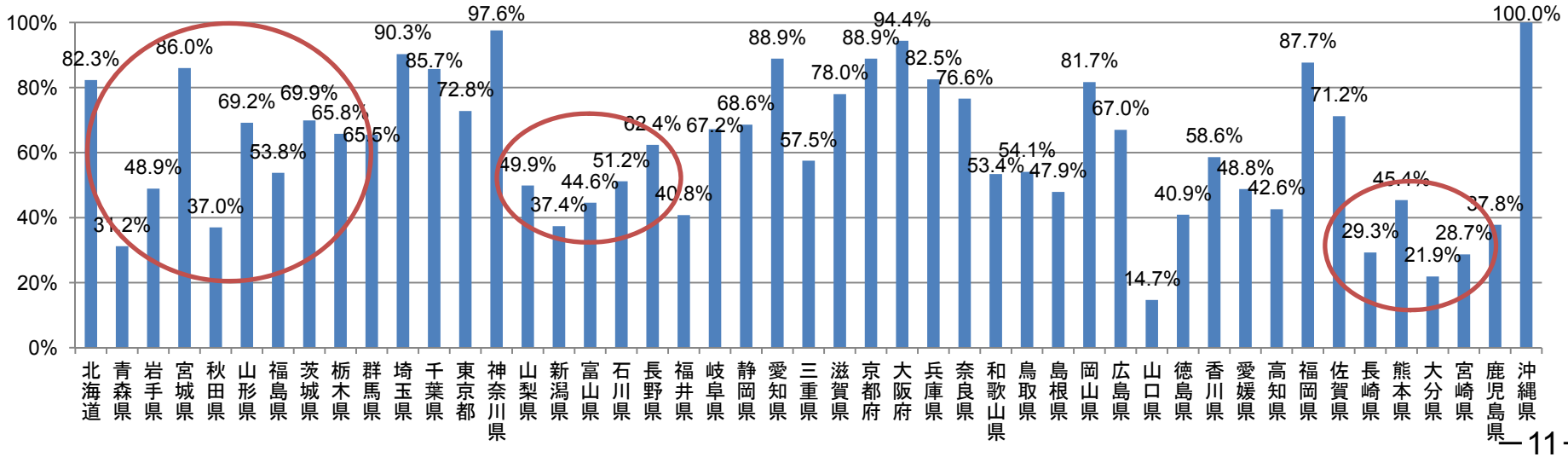

国土交通省

鉄軌道駅のバリアフリー化における地形上の制約等の技術的課題の例

ホームが狭くエレベーターを設置するスペースが確保できない駅

島式ホーム

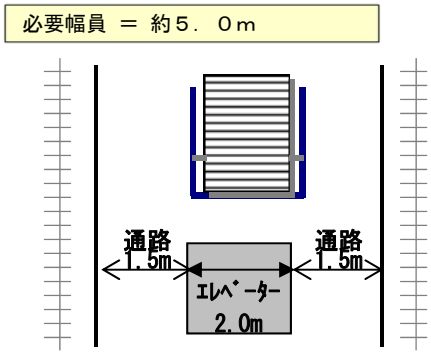

相対式ホーム

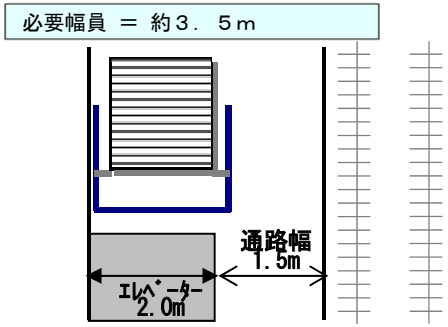

路面電車　道路に挟まれ、ホーム幅員が確保できない

地下駅で、道路や商業店舗等により、地上部にエレベーターを設置するスペースが確保出来ない。

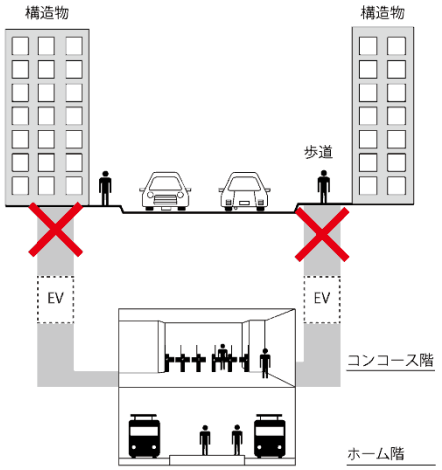

その他課題

○地下駅が、シールド区間にあり、シールド構造に開口部を設けると強度不足を生じる駅

○地下駅で、天井が低く、エレベーターを設置するための高さを確保できない駅

○新幹線の高架橋が傍にあり、運行に影響を及ぼさないよう、柱等の大規模な補強が必要となる駅

等

2. バリアフリー化の推進状況

ホームドアの整備状況

○ホームドアの設置状況（平成23年3月末現在）

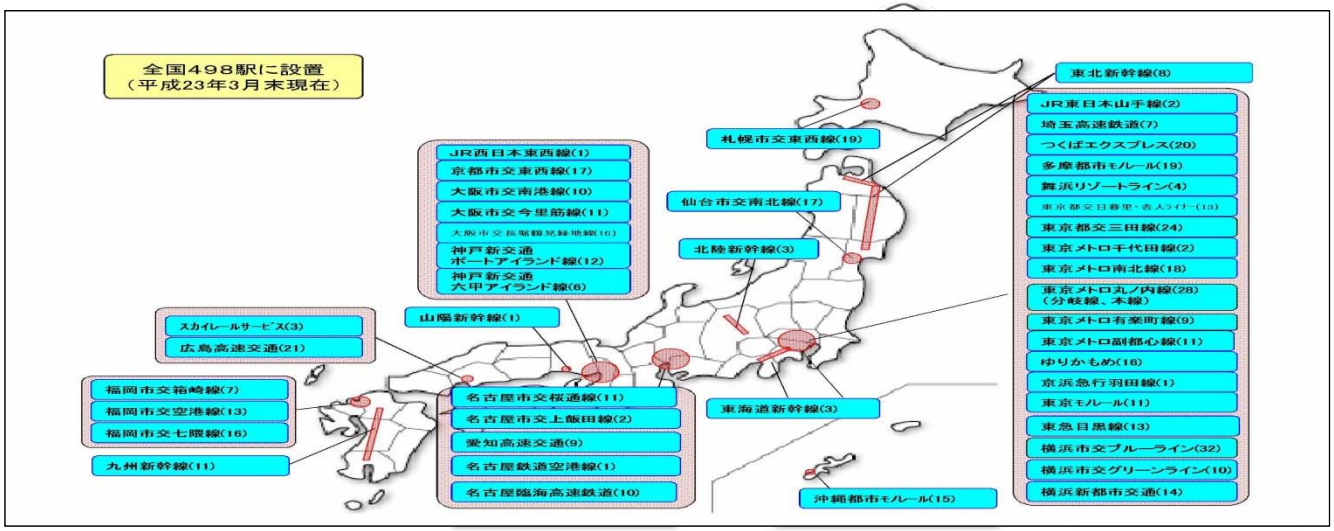

○ホームドアの整備状況の推移（平成23年3月末現在）

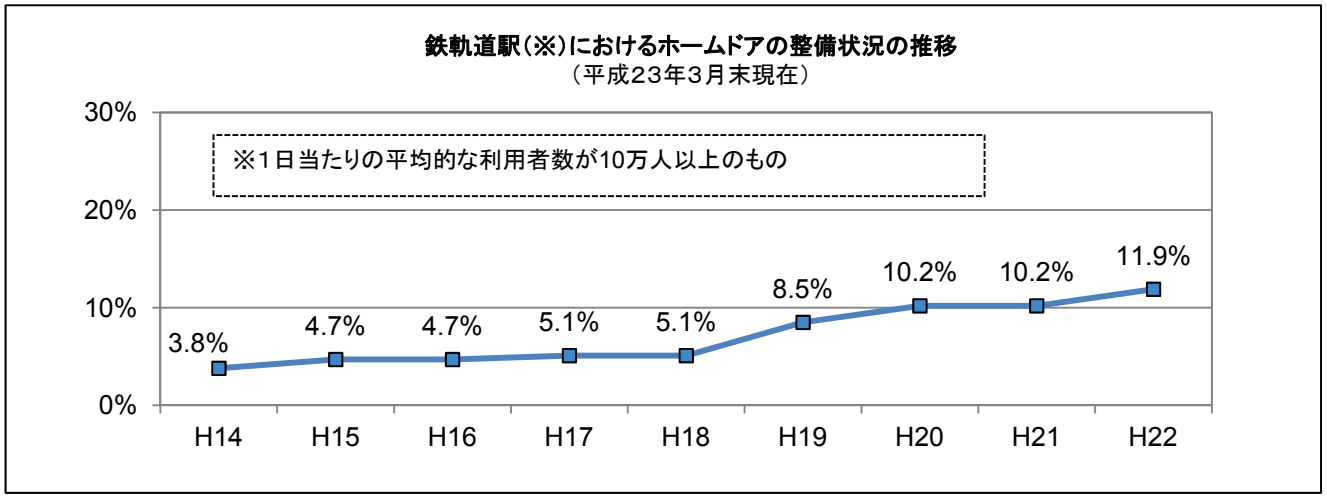

国土交通省

建築物のバリアフリー化の状況（地域別・用途別）

○バリアフリー法に基づく条例策定状況（平成23年11月1日現在）

（国土交通省調査）

13都府県	6区市
・岩手県　・大阪府 ・山形県　・兵庫県 ・埼玉県　・鳥取県 ・東京都　・徳島県 ・神奈川県　・大分県 ・石川県　・熊本県 ・京都府	・世田谷区 ・練馬区 ・横浜市 ・川崎市 ・高山市 ・京都市

○誘導基準に適合する特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定件数（地域別）（平成22年度実績）

（国土交通省調査）

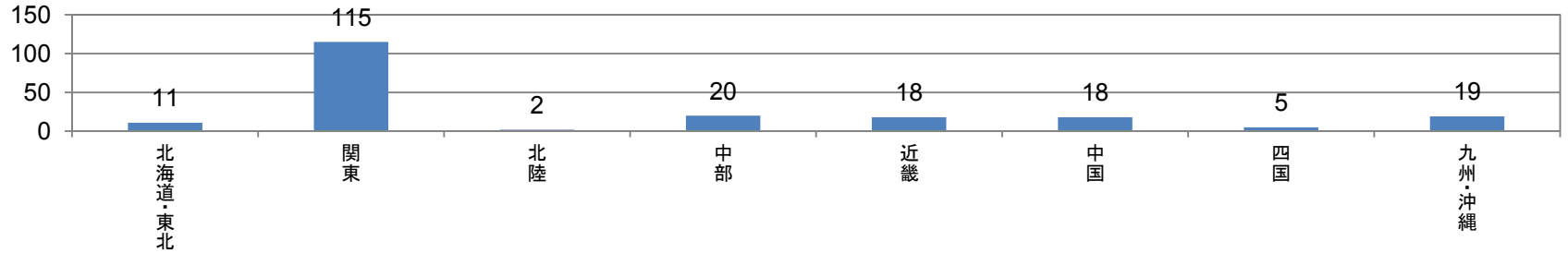

○誘導基準に適合する特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定件数（用途別）（平成6年度～平成22年度の累計件数）

（国土交通省調査）

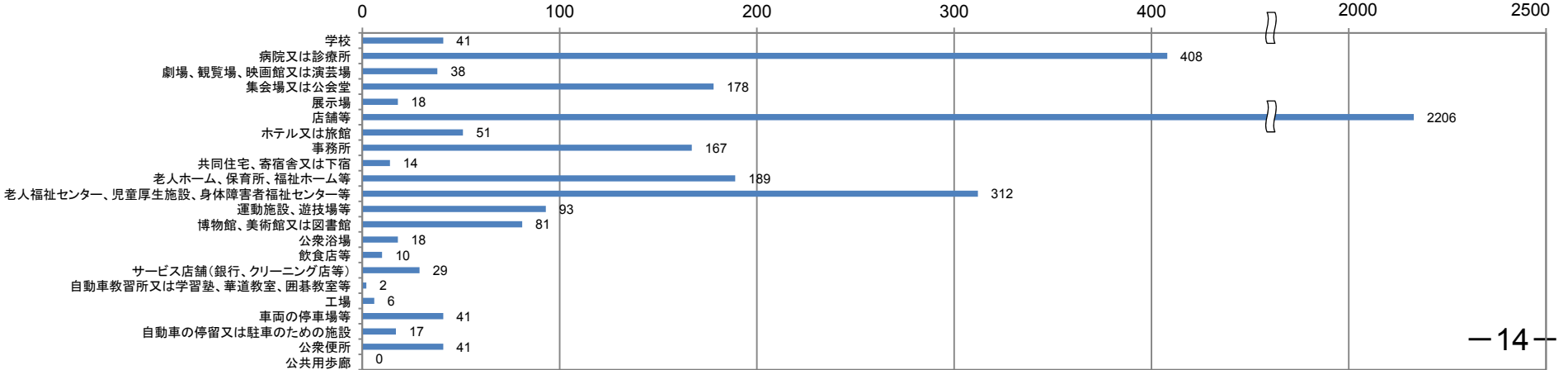

3. 基本構想の取組み状況

基本構想の作成件数

（基本構想作成等予定調査）

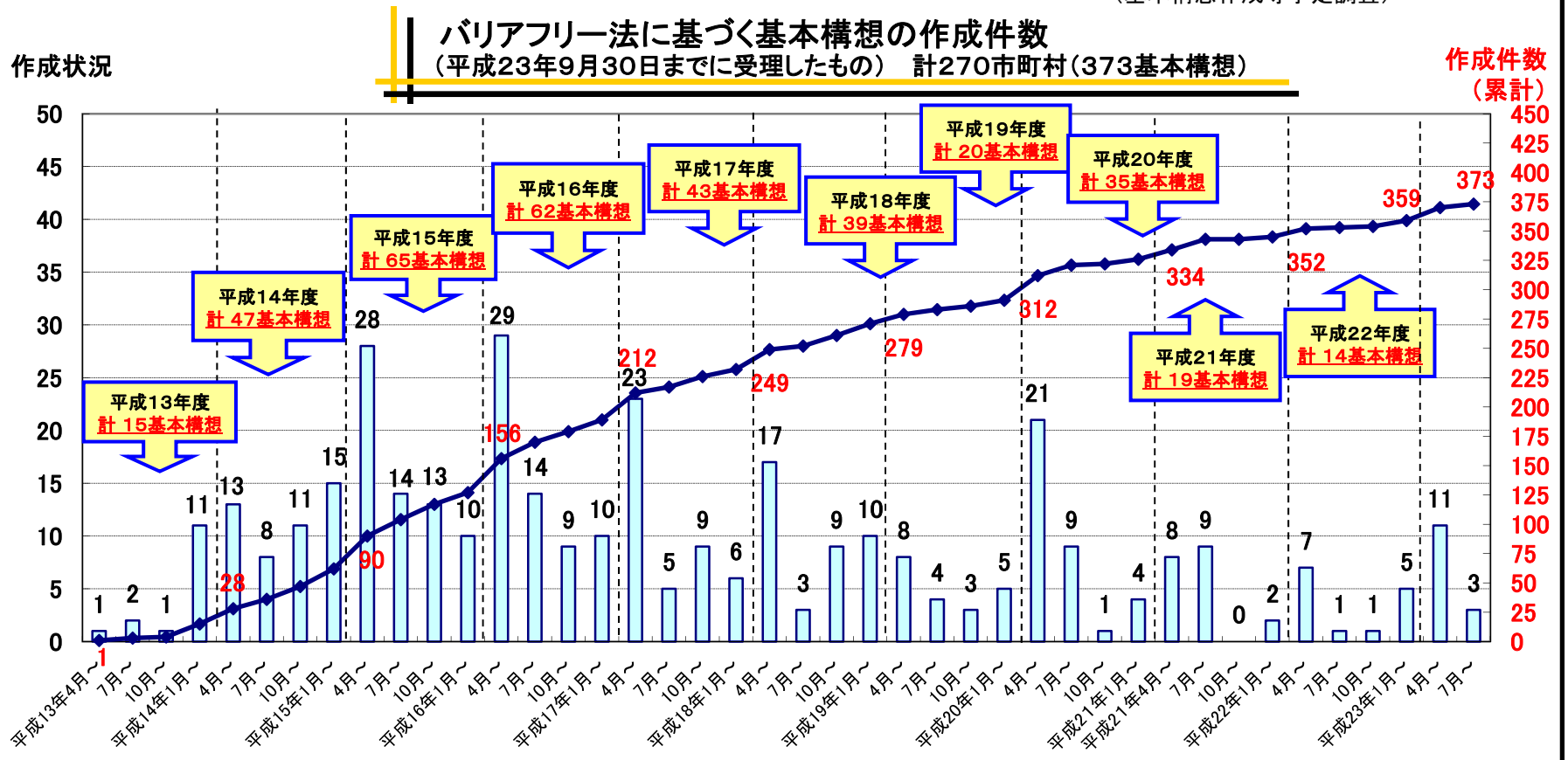

※このうち、利用者数5,000人／日以上の旅客施設が所在しない市町村の基本構想は22件。

3. 基本構想の取組み状況

○重点整備地区の総面積

（基本構想作成等予定調査）

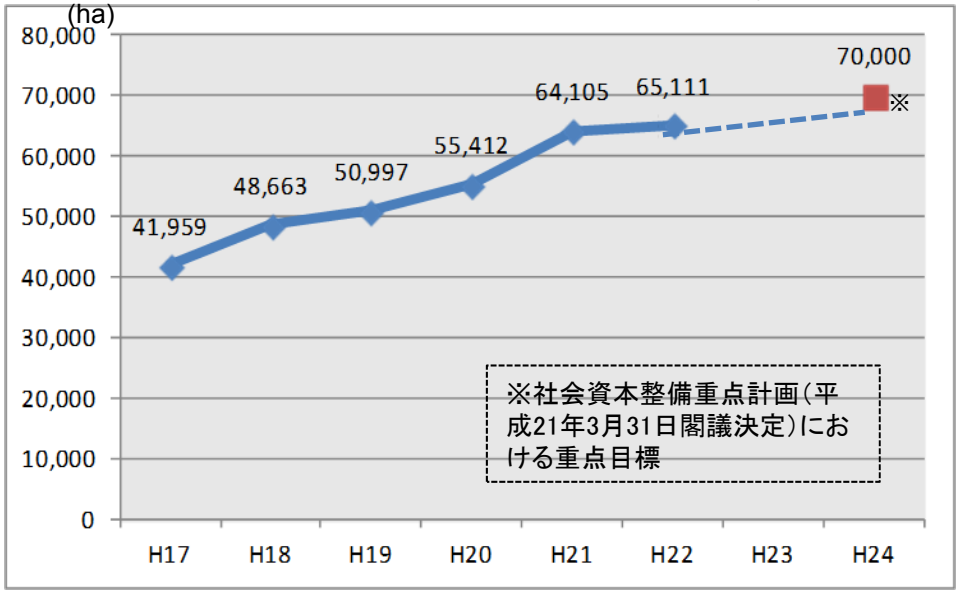

○基本構想作成に関する最近の傾向

（基本構想作成等予定調査）

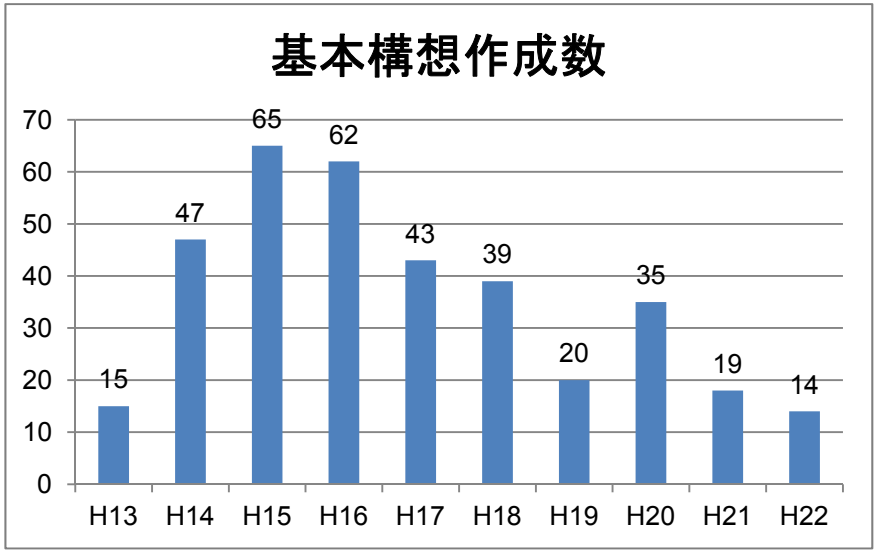

○基本構想作成の予定がない理由

（基本構想作成等予定調査）

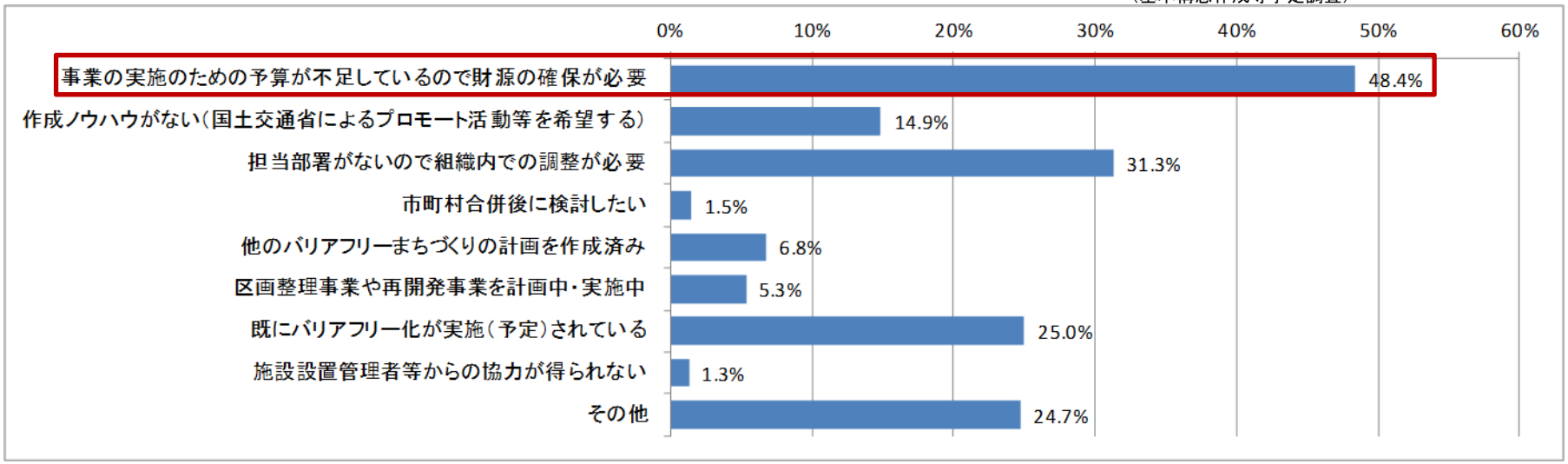

3. 基本構想の取組み状況

○基本構想作成状況の推移

◎利用者数5,000人／日以上の旅客施設が所在する市町村の基本構想作成状況

	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年9月末	平成21年3月末	平成22年3月末
基本構想作成済み・今後の作成を予定している市町村数	377	382	372	350	339
作成予定のない市町村数	162	142	143	165	172
計	539	524	515	515	511

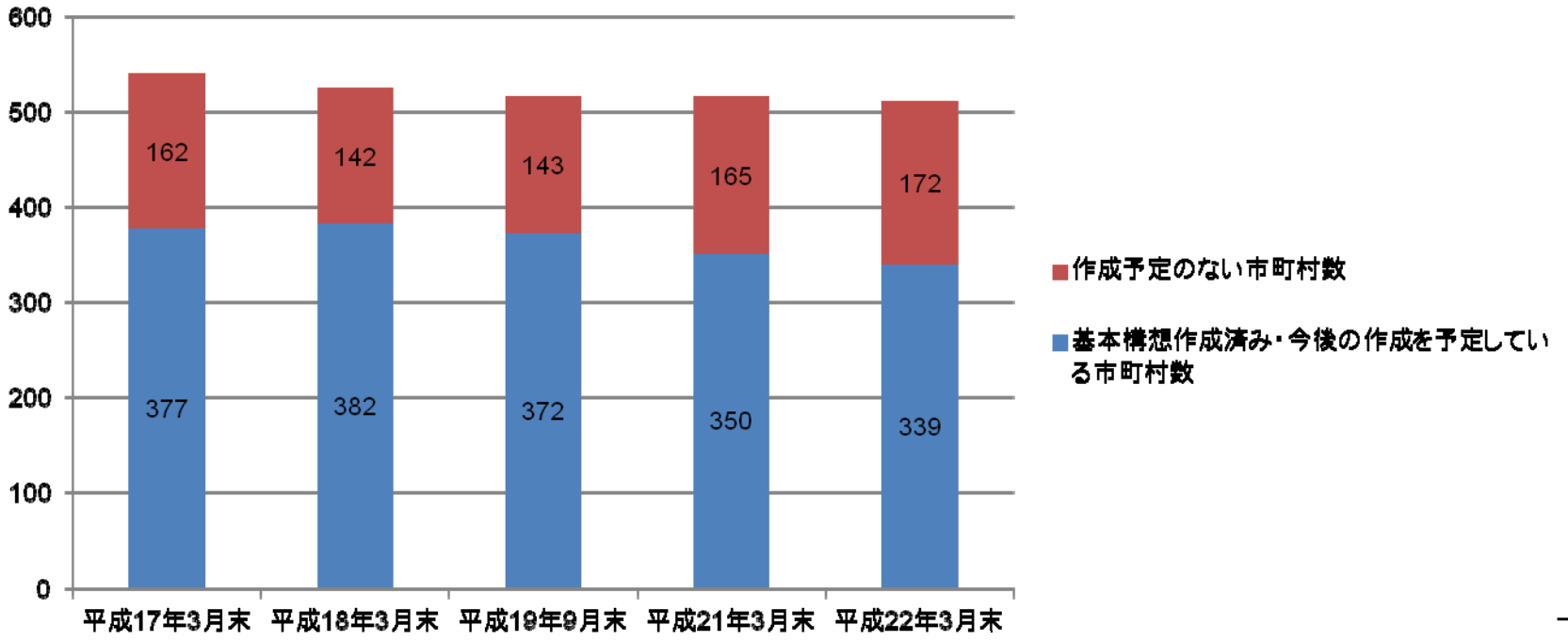

3. 基本構想の取組み状況

○基本構想の提案の有無

	旅客施設あり	旅客施設なし	全　体
提案を受けたことがある	8	0	8
これまでに提案はない	1,382	358	1,740
無回答	2	0	2
合計	1,392	358	1,750

3. 基本構想の取組み状況

○バリアフリーセミナーの開催状況

•基本構想未策定の市町村の担当者に対して、バリアフリー法の概要や基本構想作成によるメリットなどの周知を行うセミナーを着実に開催しており、参加人数も約12,000人に上ったが、地域の自主性に配慮し、平成22年度を最後に開催を見合わせている。

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
開催数	14	11	4	7	14	11	11	9	8
参加人数	1,652	722	315	577	3,696	1,843	1,260	921	722

※平成18年度の参加人数には概数が含まれている。

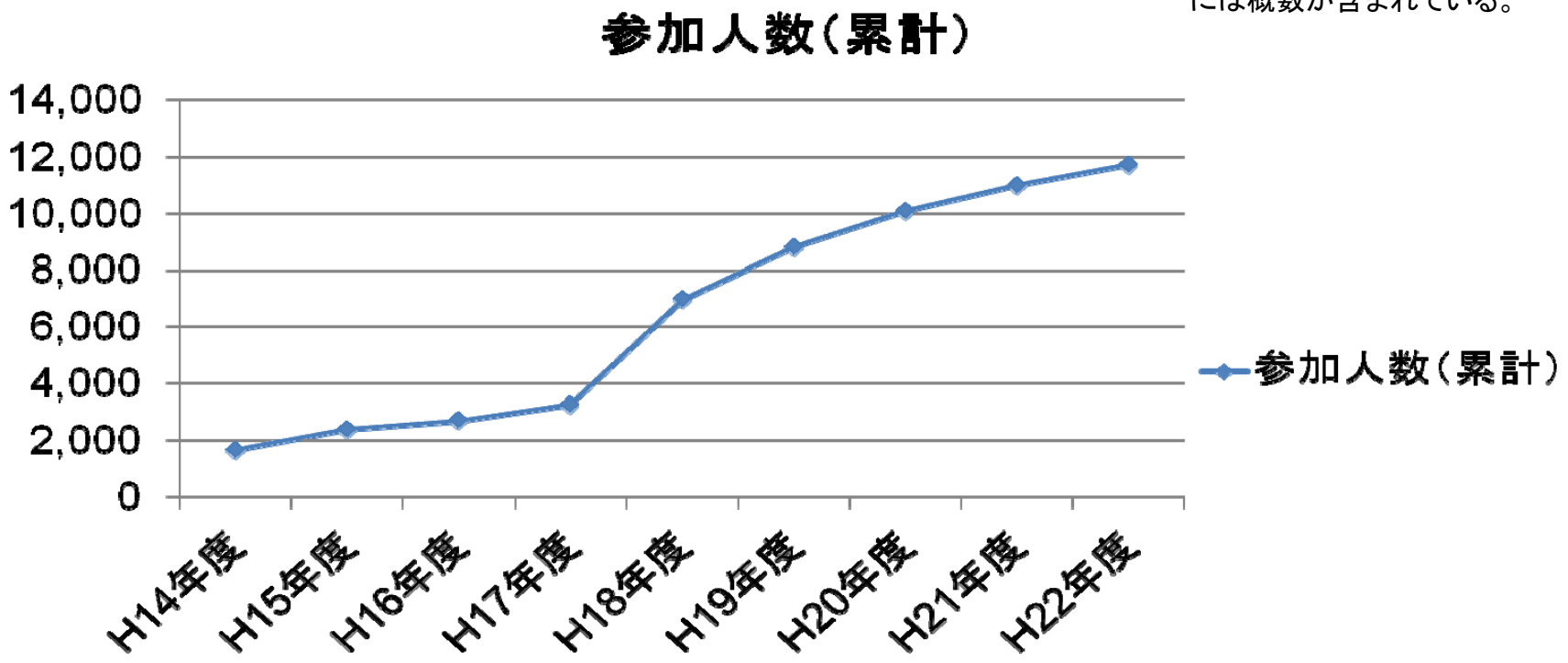

3. 基本構想の取組み状況

○バリアフリープロモーターの派遣状況

•基本構想未策定の市町村の担当者に対して、基本構想作成における技術的支援を行うために、国交省職員や専門家などのバリアフリープロモーターを全国で派遣しており、着実に実績を上げている。

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
開催数	71	47	67	59	59	70	59	46

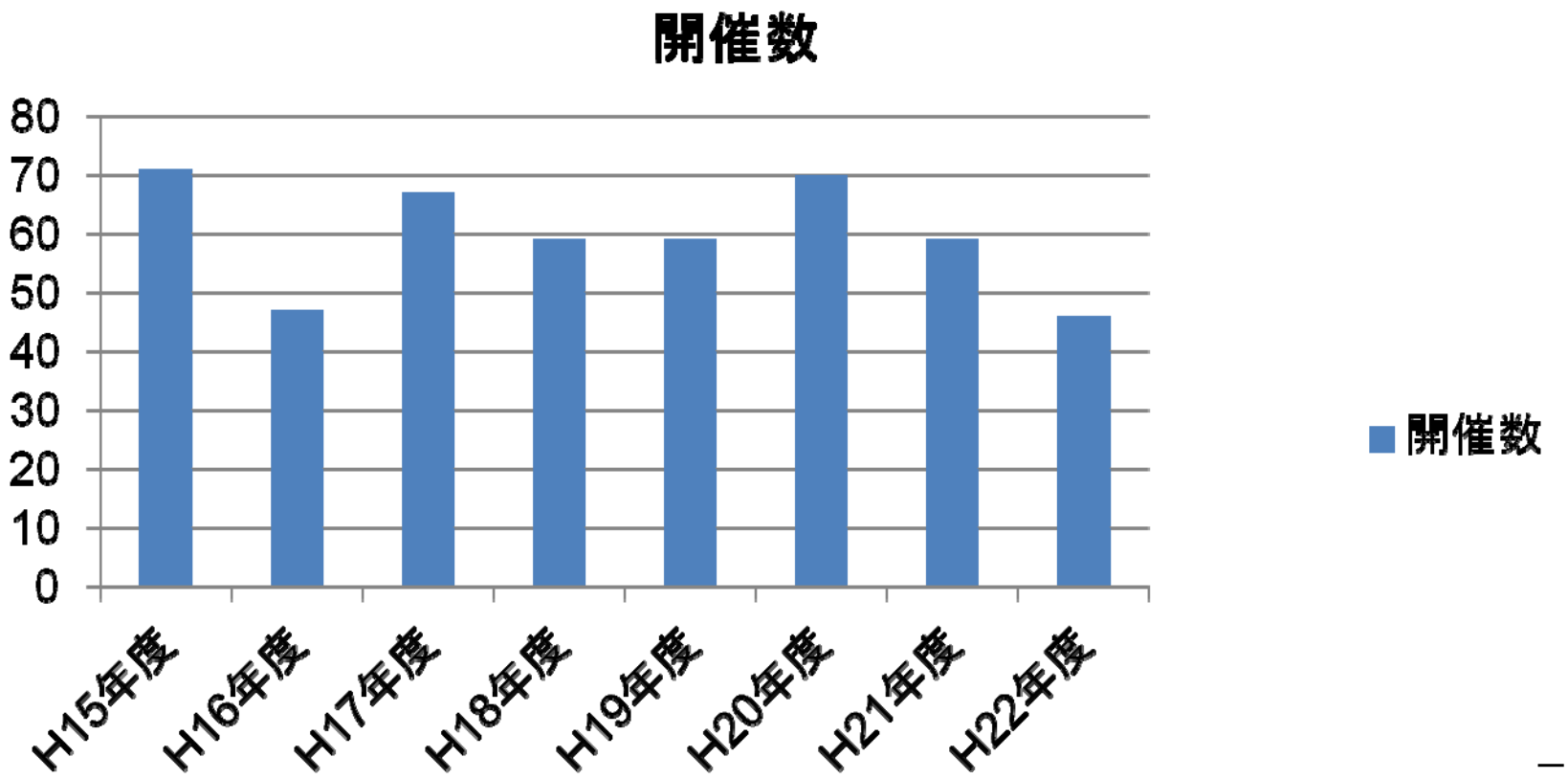

3. 基本構想の取組み状況

○協議会の設置状況（平成23年3月末）

•協議会を設置していたが、現在は解散しているものが最も多く約半数を占め、その次に協議会を設置しているものと設置していないものとがほぼ同数となっている。

（複数回答あり。回答は重点整備地区単位。パーセンテージは、265市町村の632重点整備地区を分母とする。）

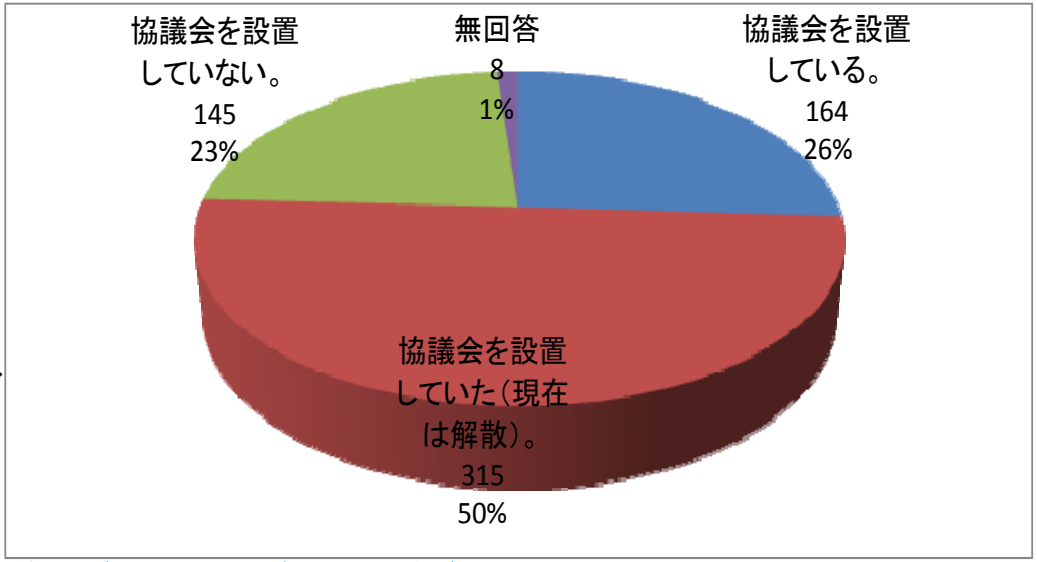

○協議会を活用した事後評価の実施の有無（平成23年3月末）

•協議会を設置し事後評価を実施していないものが最も多く、8割を占めている。

（協議会を設置している・していた（現在は解散）と回答した479重点整備地区を分母とする。）

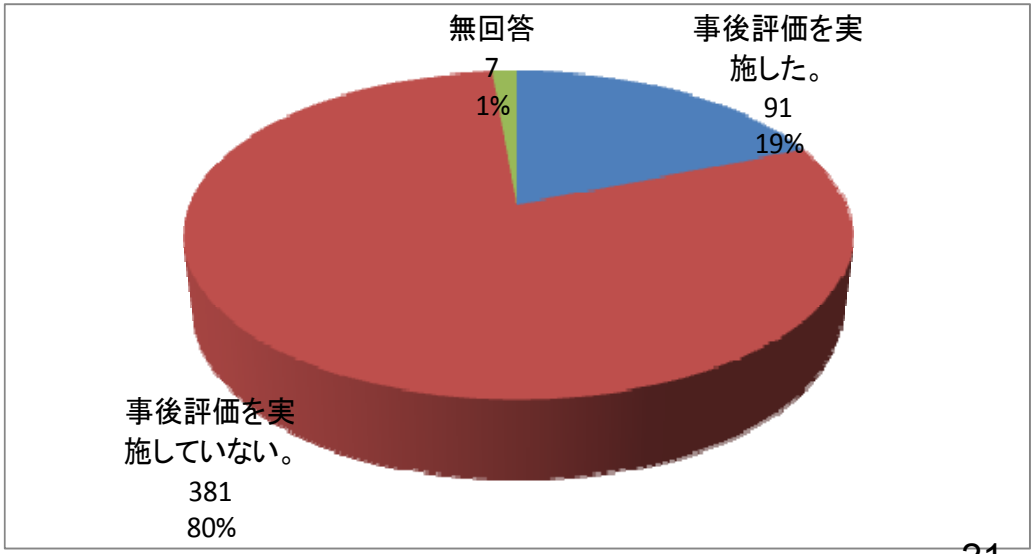

3. 基本構想の取組み状況

○特定事業の実施状況

基本構想への特定事業の位置づけ状況（平成22年3月末）

・公共交通・道路・交通安全施設において、基本構想に特定事業として位置づけられる場合が最も多く、約9割となっている。その他一方で、路外駐車場、都市公園・建築物については、位置づけされていない場合が多い。

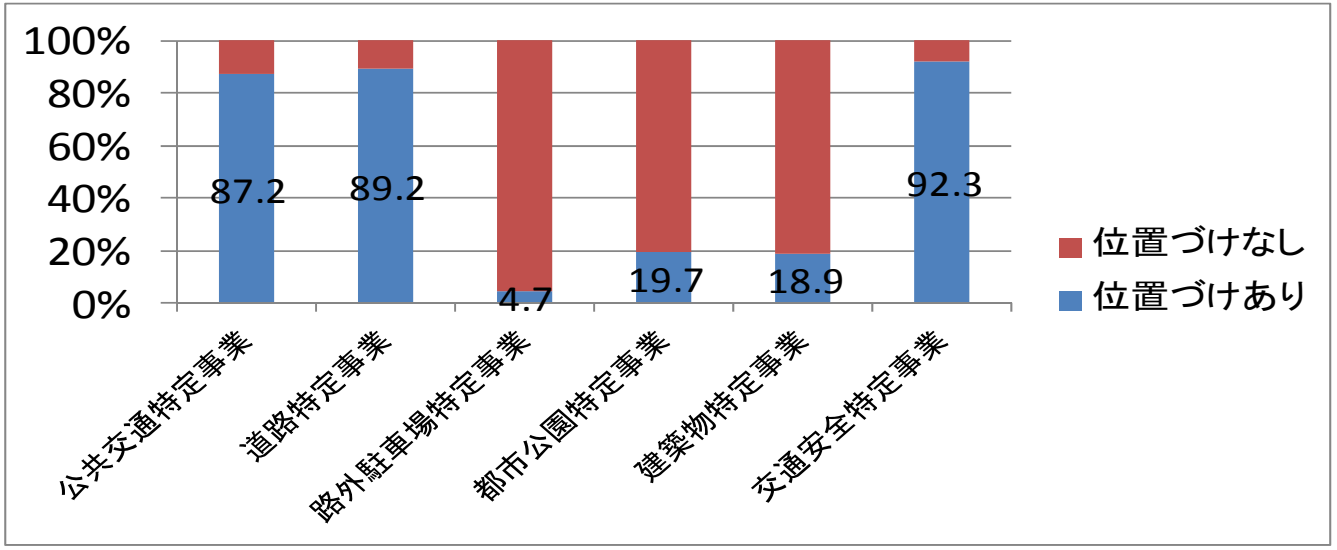

公共交通特定事業

・特定事業として定められた1282件のうち、基本構想に目標年度を示しているものが最も多く、約6割を占め、その次に目標時期を示したものが約3割となり、合わせて約9割が何らかの時期を示している。

	件数	割合
目標年度を示している。	718	56.0%
目標時期（短期、中期、長期など）を示している。	391	30.5%
いずれも示していない。	168	13.1%
無回答	5	0.4%

道路特定事業

・特定事業として定められた1233件のうち、基本構想に目標時期を示していないものが最も多く7割を占め、目標年度を示しているのは、約2割にとどまっている。

	件数	割合
目標年度を示している。	233	18.9%
目標時期（短期、中期、長期など）を示している。	123	10.0%
いずれも示していない。	875	71.0%
無回答	2	0.1%

路外駐車場特定事業

・特定事業として定められた27件のうち、基本構想に目標時期を示していないものが最も多く、ほとんどすべてを占め、目標年度を示しているのはない。

	件数	割合
目標年度を示している。	0	0.0%
目標時期（短期、中期、長期など）を示している。	1	3.7%
いずれも示していない。	26	96.3%
無回答	0	0.0%

都市公園特定事業

・特定事業として定められた114件のうち、基本構想に目標時期を示していないものが最も多く8割を占め、目標年度を示しているのは、約0.5割にとどまっている。

	件数	割合
目標年度を示している。	5	4.4%
目標時期（短期、中期、長期など）を示している。	13	11.4%
いずれも示していない。	95	83.3%
無回答	1	0.9%

建築物特定事業

・特定事業として定められた107件のうち、基本構想に目標時期を示していないものが最も多く8割を占め、目標年度を示しているのは、約0.6割にとどまっている。

	件数	割合
目標年度を示している。	6	5.6%
目標時期（短期、中期、長期など）を示している。	17	15.9%
いずれも示していない。	84	78.5%
無回答	0	0.0%

交通安全特定事業

・特定事業として定められた576件のうち、基本構想に目標時期を示していないものが最も多く7割を占め、目標年度を示しているのは、約1.7割にとどまっている。

	件数	割合
目標年度を示している。	94	16.3%
目標時期（短期、中期、長期など）を示している。	56	9.7%
いずれも示していない。	426	74.0%
無回答	0	0.0%

4. 心のバリアフリーの取組み状況

国土交通省

・車いすサポート体験

列車乗降体験

券売機操作

バス乗降体験

・視覚障害者サポート体験

視覚障害者誘導用ブロック体験

・高齢者疑似体験

階段昇降体験

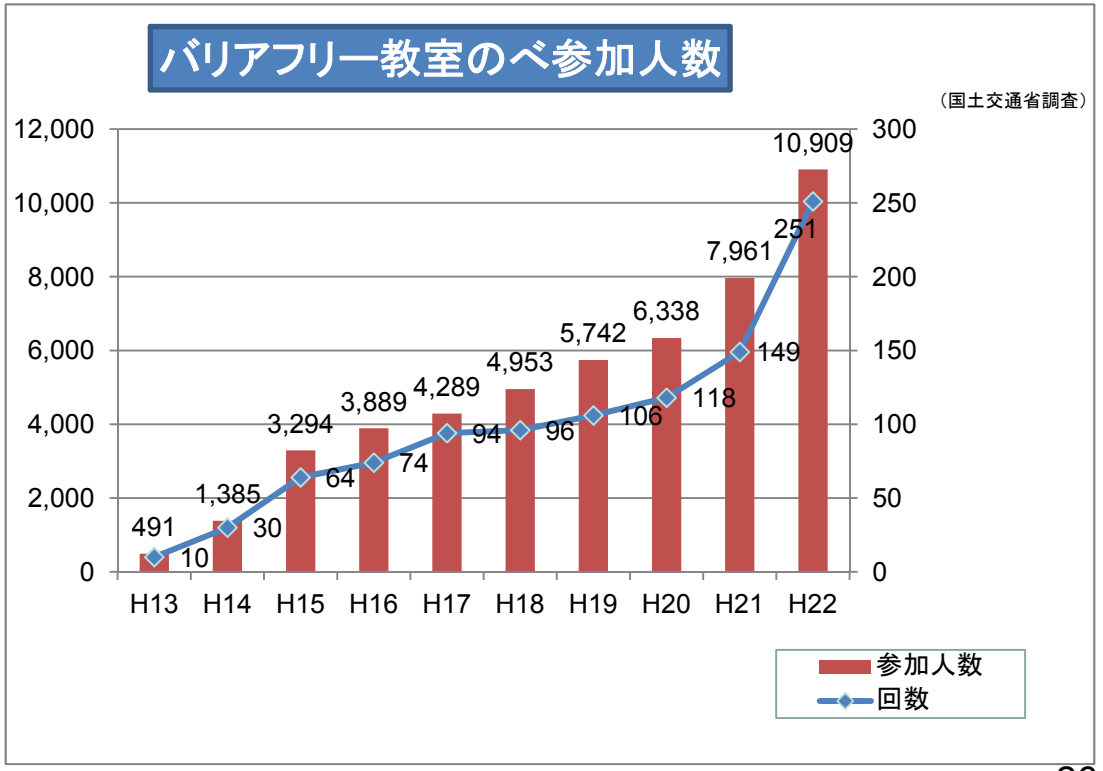

4. 心のバリアフリーの取組み状況

○バリアフリーリーダー関連会議開催状況

•バリアフリーの地域づくりの担い手となる、当該地域の有識者などを「バリアフリーリーダー」として選出・認定してきており、それに関わる会議などが全国で着実に開催されている。

年度	H18	H19	H20	H21	H22
開催数	7	10	15	9	10

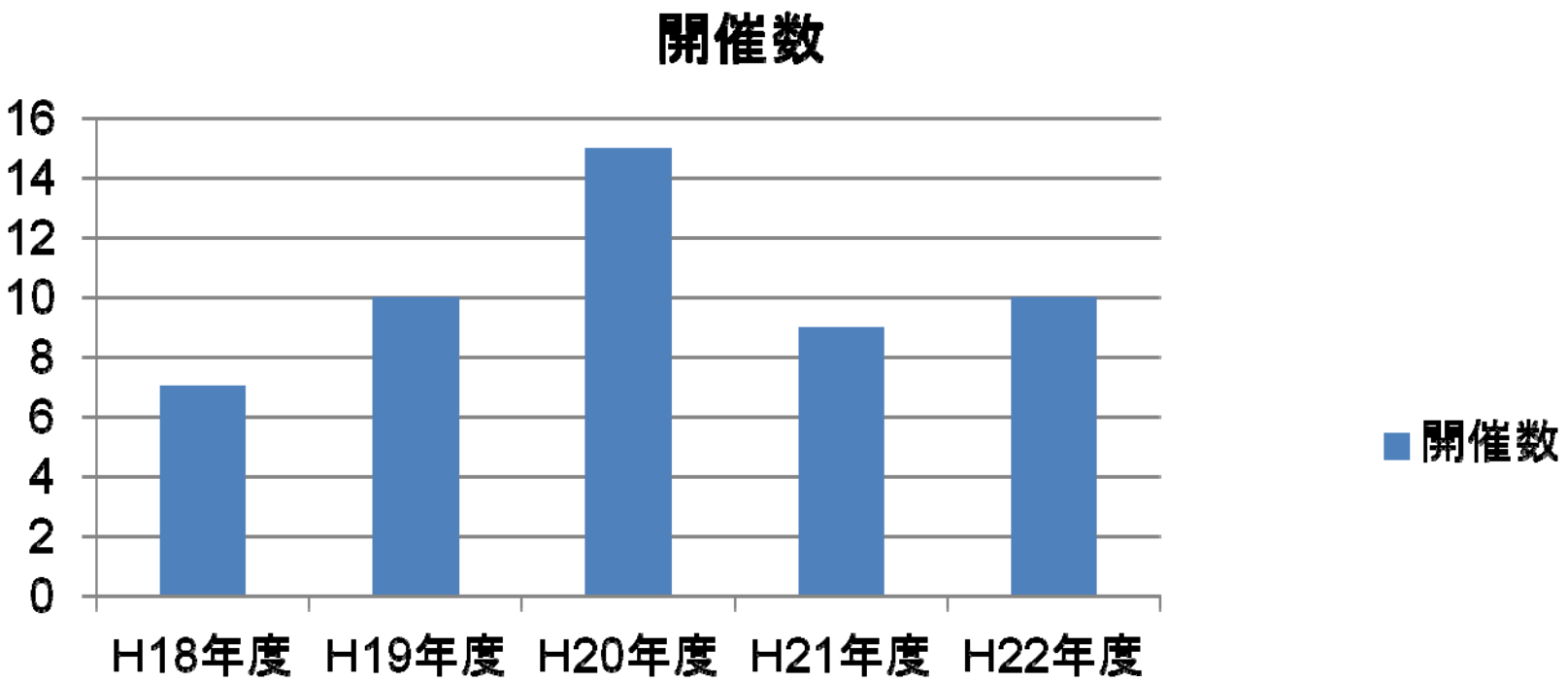

4. 心のバリアフリーの取組み状況

○教育訓練

施設等の整備と併せて、公共交通事業等に従事する職員等への教育訓練を行うことが重要。

○公共交通事業者における教育訓練の実施例

＜京阪電気鉄道株式会社の取組＞

研修事業の一環として、全駅係員に「ヒューマンサポート研修」を実施。
実際に高齢者・障害者を呼んでコミュニケーションスキルを学ぶほか、車いすやアイマスクの疑似体験を行い、ソフト面でのバリアフリー化を図っている。

（出典）京阪ライフサポートホームページより

バリアフリーに関する教育訓練に取り組む公共交通事業者等がある一方、
障害者の「乗車拒否」「利用拒否」と言われる事例もあげられているところ。

4. 心のバリアフリーの取組み状況

○「心のバリアフリー」の周知度

（平成21年度障害者施策総合調査）

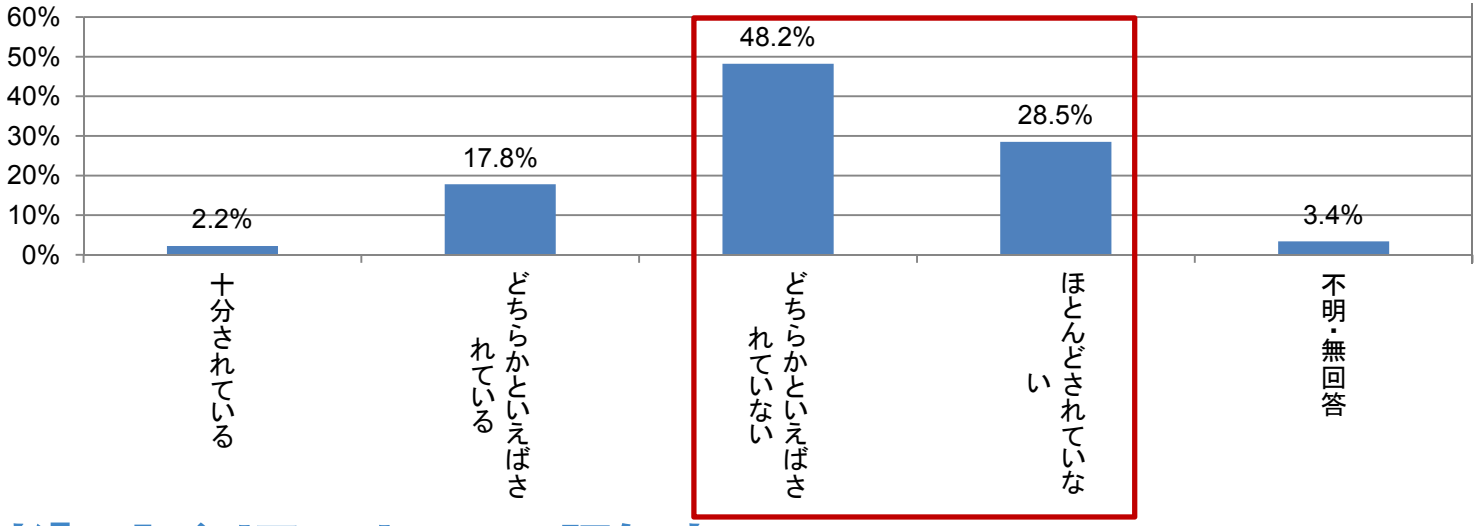

○【参考】「バリアフリー」の認知度

（平成18年度バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進普及方策に関する調査研究）

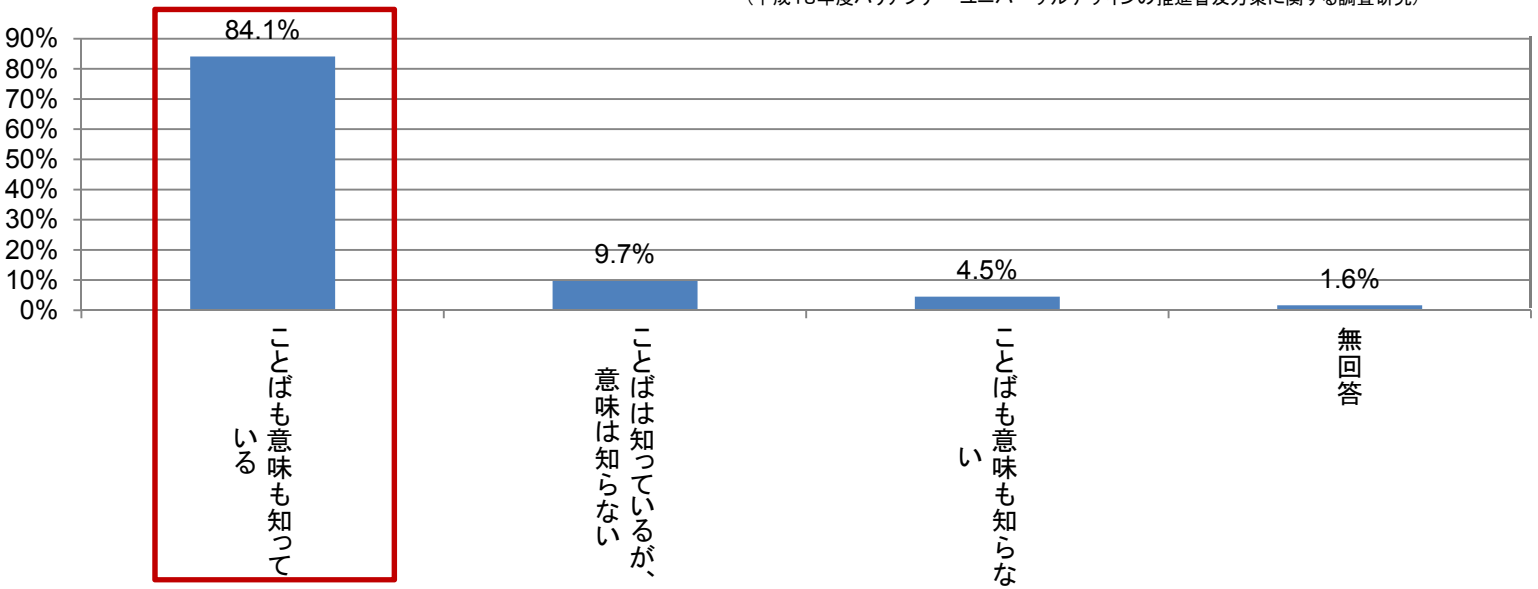

5. その他（スパイラルアップの取組み状況）

バリアフリーネットワーク会議の開催

○目的

バリアフリー施策のスパイラル・アップ（継続的改善）を図るため、関係する全国の施設設置管理者、当事者団体、有識者、行政等が一堂に会し、バリアフリー法に基づく取組みの現状把握、課題の抽出、対応方策の検討や提案等を行うため開催するもの。

○構成員

- 学識経験者
- 高齢者・障害者団体（支援団体も含む）
- 施設設置管理者等
- 国土交通省

※全国会議は平成20年度より年1回程度開催。

スパイラル・アップのイメージ

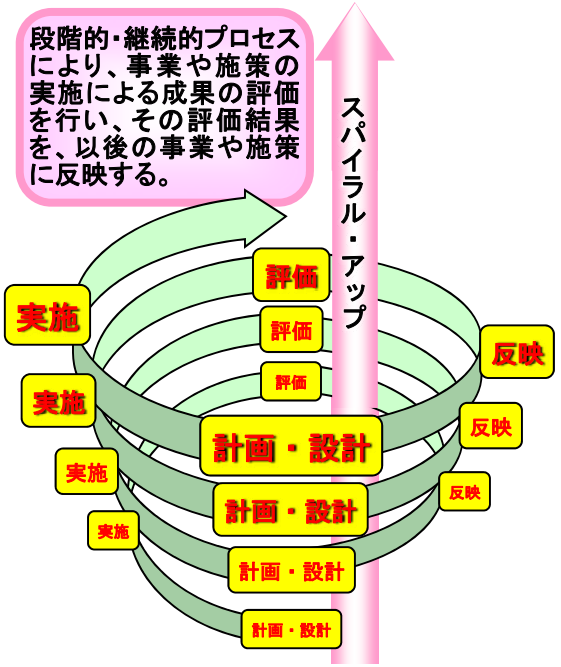

バリアフリー法制定後の調査研究等に基づく障害の特性に応じた対応策の実施例

○知的障害者、精神障害者、発達障害者に対応したバリアフリー化施策に係る調査研究（H19年度調査研究）
→当事者団体、学識者、関係事業者等からなる委員会での検討を踏まえ、公共交通機関、商業施設、公共施設等の職員向けの「応対ハンドブック」と「施設整備のポイント集」を作成し公表。

○視覚障害者用誘導ブロックに関する調査研究（H20、21年度調査研究）、視覚・聴覚障害者の安全性・利便性に関する調査研究（H22、23年度調査研究）
→当事者団体、学識者、関係事業者等からなる委員会での検討を踏まえ、移動等円滑化整備ガイドライン改正時に反映予定。

○弱視者・色覚障害者の安全性・利便性に関する調査研究を実施予定
→現在ガイドライン上の視覚障害者への対応は、全盲者を前提としたものであり、弱視者・色覚障害者に対応した基準を盛り込むことを目指し調査研究を行う予定。

5. その他（スパイラルアップの取組み状況）

○国の調査研究状況

平成18年度以降に実施した技術規格調査一覧

	タイトル	調査内容
平成18年度（2006年度）	バリアフリー整備ガイドライン	バリアフリー法が公布・施行されたことに対応して、平成12年の交通バリアフリー法及び移動円滑化基準に基づいた「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」及び「障害者・高齢者等のための公共交通機関の車両等に関するモデルデザイン」について見直しを行った。
	利用者の視点に立ったバリアフリー化評価指標の検討	旅客施設の整備によってもたらされる外出機会の増加や、利便性向上等に関する利用者の視点に立った評価のあり方や連続的なバリアフリー環境の整備に関する評価のあり方など、新たなバリアフリー化に関する評価指標のあり方について検討した。
平成19年度（2007年度）	利用者の視点に立ったバリアフリー化評価指標の検討（平成18年度からの継続案件）	鉄道事業者が自ら評価を行うことを目的とし、まず、調査を実施する際のマニュアルを作成した上で、事業者説明会及び試行調査を行った。その後事業者自らが各数駅程度試行調査を実施し、その結果を分析評価した上で、評価指標及び調査マニュアルを改訂した。
	ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究	ハンドル形電動車いすの公共交通機関の利用の可能性を障害当事者、公共交通事業者、電動車いすメーカー、関係行政機関から構成される委員会により検討した。
	知的・精神・発達障害者のバリアフリー施策の検討	バリアフリー法により対象であることが明確化された知的障害者、精神障害者、発達障害者について、その障害の症状や行動に係る特性等の把握と課題を抽出し、施設整備や人的対応のあり方について検討した。
	子ども向けバリアフリー学習のガイドライン作成等関連調査業務	心のバリアフリーの普及に際して、小中学生のバリアフリーに関する理解を深めることが重要であることから、小中学生向けバリアフリー学習に先進的に取り組んでいる学校等から意見を伺いながら、地域の学校教諭、父兄等向けのガイドを作成した。
平成20年度（2008年度）	ハンドル形電動車いすの移動等に係る調査研究（平成19年度からの継続案件）	ハンドル形電動車いすにおける駅施設での更なる利用拡大の検討
	視覚障害者誘導用ブロックに関する調査研究	ガイドライン策定の際のパブコメに寄せられた意見や事業者から問い合わせのあった事項を6つに整理し、それぞれについて検討項目や検討課題を整理し、それぞれ障害当事者、施設設置管理者へのヒアリング、実態調査を行った。
	利用者の視点に立ったバリアフリー化評価指標の検討（平成19年度からの継続案件）	モデル的に評価指標を用いたバリアフリー評価を実施する事業者を決定した上で、障害当事者の方、事務局共同での試行調査を行うとともに、事業者が自ら行う評価を実施した。それらの評価結果を整理分析した上で、評価指標マニュアルの課題や鉄道事業者・障害当事者からの要望を整理し、より活用しやすい評価指標・評価マニュアルを目指しスパイラルアップを行った。
	知的・精神・発達障害者のバリアフリー施策の検討（平成19年度からの継続案件）	バリアフリー法により対象であることが明確化された知的障害者、精神障害者、発達障害者について、その障害の症状や行動に係る特性等の把握と課題を抽出し、施設整備や人的対応のあり方について検討した。
	基本構想制度を活用した民間既存施設のバリアフリー化	基本構想制度の活用を中心に、移動等円滑化経路協定制度や、基本構想提案制度の活用の実態についての調査や協議会制度の効率的な活用を行った事例の収集等を踏まえ現状における基本構想制度の運用上の課題について検討した。

平成18年度以降に実施した技術規格調査一覧

	タイトル	調査内容
平成21年度（2009年度）	視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に関する調査研究	H20年度調査研究のうち、 ・階段におけるブロックの敷設方法 ・ホームドア・可動式ホーム柵の設置に伴う誘導ブロックの敷設方法 について実証実験を行い、他の事項については検討事項の整理を行った。
	安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査研究	安心して子育てができる環境整備に向けた様々な取り組みのうち、国土交通省の施策として取り組むべき課題や方向性について概括的な整理を行った上で、子育てバリアフリーの現状、ニーズ、課題等を明らかにするとともに、有効な施設整備のグッドプラクティス等を紹介する。
	バリアフリー新法に対応した基本構想の改正・策定促進についての調査研究	バリアフリー整備目標の年限（平成22年）の到来に伴い、既存の基本構想を見直す市町村が多数想定されるなか、新法の特徴を踏まえた基本構想の作成・変更の一層の促進を図るため、実際の基本構想の作成等に係るケーススタディ等を実施し、その策定過程等から得られた知見を広く全国に情報提供する。
平成22年度（2010年度）	視覚・聴覚障害者の安全性・利便性に関する調査研究	視覚・聴覚障害者が公共交通機関や建築物等を利用する際の更なる安全性等の向上を図るため、音声・音響装置や文字等による表示装置などによる施設の在り方について調査研究を行うものとする。
	障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究	障害者等用駐車場の適正利用に係るニーズや課題、具体的取組方策等の調査を踏まえ、報告書をとりまとめるとともに、駐車場の運営管理者や地方公共団体に参考としてもらうため、不適正な駐車を防止するための取組みや障害のある人が駐車場をより円滑に利用できるような取組みを紹介するパンフレットを作成した。
	既存施設のバリアフリー化に係る費用及び技術的課題についての調査研究	新設の施設等においてはバリアフリー化が進捗してきたが、既存施設等のバリアフリー化の一層の促進が課題となっており、既存施設を移動等円滑化基準に適合するよう改修する際の費用及び技術的課題を明らかにするとともに、移動等円滑化基準適合のため以外の軽易な改修や工夫について調査し、既存施設のバリアフリー化の推進方策について検討する。
平成23年度（2011年度）	視覚・聴覚障害者の安全性・利便性に関する調査研究 （平成22年度からの継続）	視覚・聴覚障害者が公共交通機関や建築物等を利用する際の更なる安全性等の向上を図るため、音声・音響装置や文字等による表示装置などによる施設の在り方について実証実験を行うなどして調査研究を行うものとする。
	多様な利用者の円滑な利用に配慮したユニバーサルなトイレ空間・配置計画のあり方に関する調査研究	高齢者や障害者等向けのトイレは、障害者以外も含む多様な利用者が使えるようになっていることから、一カ所のトイレに利用が集中し、障害者が利用できない場合もあるとの指摘がある。これらの課題に対応し、既存施設の限られた空間の中でも多様な利用者の円滑な利用に配慮したユニバーサルなトイレ空間・配置計画のあり方について検討を行う。

○バリアフリーネットワーク会議の開催状況

○目的
バリアフリー施策のスパイラル・アップ（継続的改善）を図るため、関係する全国の施設設置管理者、当事者団体、有識者、行政等が一堂に会し、バリアフリー法に基づく取組みの現状把握、課題の抽出、対応方策の検討や提案等を行うため開催するもの。

○構成員 （次ページ参照）
- 学識経験者
- 高齢者・障害者団体（支援団体も含む）
- 施設設置管理者等
- 国土交通省

○開催状況
第1回 平成20年 3月10日
第2回 平成21年 1月20日
第3回 平成22年 1月19日
第4回 平成22年10月26日
第5回 平成23年 1月18日
第6回 平成24年 1月17日（予定）

第5回　全国バリアフリーネットワーク会議におけるメンバー表（平成23年1月18日）

○学識経験者

秋山　哲男	日本福祉のまちづくり学会　副会長
高橋　儀平	東洋大学ライフデザイン学部　人間環境デザイン学科　教授
三星　昭宏	近畿大学理工学部社会環境工学科　教授

○高齢者・障害者等団体

小川　榮一	社会福祉法人　日本身体障害者団体連合会　会長
笹川　吉彦	社会福祉法人　日本盲人連合会　会長
久松　三二	財団法人　全日本聾唖連盟　事務局長
千葉　均	社団法人　全国脊髄損傷者連合会　専務理事
三澤　了	特定非営利活動法人　DPI日本会議　議長
安元　杏	主婦連合会　常任委員
副島　宏克	社会福祉法人　全日本手をつなぐ育成会　理事長
氏田　照子	日本発達障害ネットワーク　副代表
齊藤　秀樹	財団法人　全国老人クラブ連合会　事務局長
有村　律子	特定非営利活動法人　全国精神障害者団体連合会　常務理事

○施設設置管理者等

高橋　眞	東日本旅客鉄道株式会社　総合企画本部投資計画部部長
福井　弘高	社団法人　日本民営鉄道協会　技術委員会土木部会長
船戸　裕司	社団法人　日本バス協会　常務理事
岡本　八重子	社団法人　全国乗用自動車連合会　理事
川村　泰利	財団法人　全国福祉輸送サービス協会　副会長
高田　達	社団法人　日本旅客船協会　業務部長
石山　齊	社団法人　全国空港ビル協会　常務理事
岩佐　英美子	社団法人　日本ホテル協会　事務局長
丸山　裕弘	社団法人　日本ビルヂング協会連合会　管理委員会委員
大甕　聡	社団法人　日本ショッピングセンター協会　専務理事
中村　誠	社団法人　全日本駐車協会　事務局長

○その他

岩佐　徳太郎	交通エコロジー・モビリティ財団　バリアフリー推進部長
飯田　直彦	財団法人　建築技術教育普及センター　情報・普及部長

※会議当日は代理出席等あり。また、上記メンバーの他、国土交通省関係部局、警察庁が出席。

5. その他（移動等円滑化経路協定）

国土交通省

①移動等円滑化経路協定

•基本構想で定められた重点整備地区内において、駅～道路～建築物などの連続的なバリアフリー環境※を、その土地・建築物の所有権が移転してしまった場合も維持していくために、土地所有者などが、全員の同意により、経路の整備や管理に関する事項を移動等円滑化経路協定として締結することができるようにしたもの。
•なお、協定は市町村長の認定を受ける必要がある。
•また、認可により、継続的に協定内容が効力を発揮することができる。

※地下駅からエレベーター等により、地上の民有地等を活用してバリアフリー経路を確保する場合などを想定

○経路協定の状況

・実績なし。

Ⅱ．バリアフリー法に関する課題

1. 取組み状況のまとめ

バリアフリー法に基づく基本方針（告示）に定める各施設等のバリアフリー整備目標の達成状況

整備目標に照らし、バリアフリー化は着実に進捗してきているところ。

⇨一方で、一部地方部においてバリアフリー化が十分に進捗していないほか、大都市部においては、例えば鉄道について高度なバリアフリー化への対応等が課題として顕在化している。

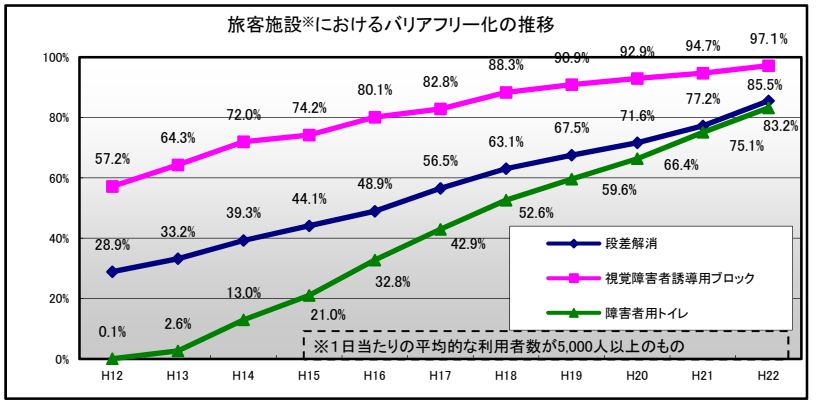

市町村が作成する基本構想の作成状況

基本構想の作成数は順次増加

⇨ただし、全国の市町村数と比較すると、十分な数の構想が作成されているとは言えない状況。

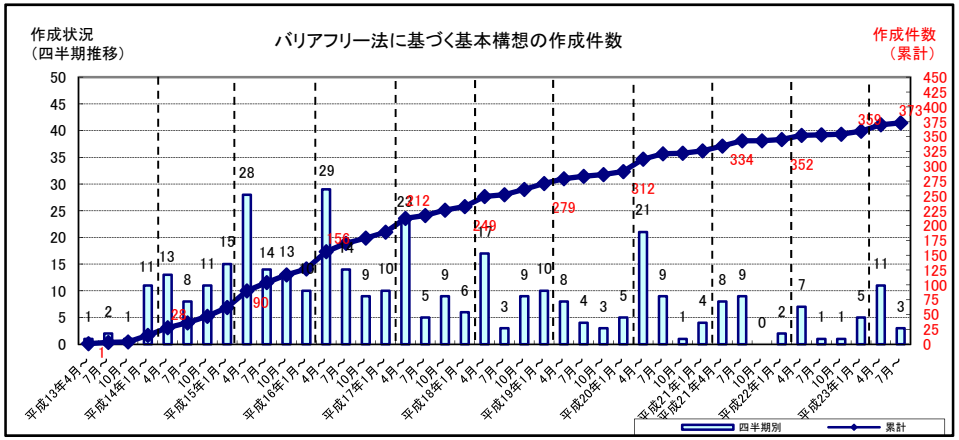

心のバリアフリーの推進

「バリアフリー教室」の参加人数は順調に増加しており、公共交通事業者等においても独自の取組が行われているところ。

⇨ただし、「バリアフリー教室」に参加できる人数が限られているため、「心のバリアフリー」の周知度は未だ十分ではない。

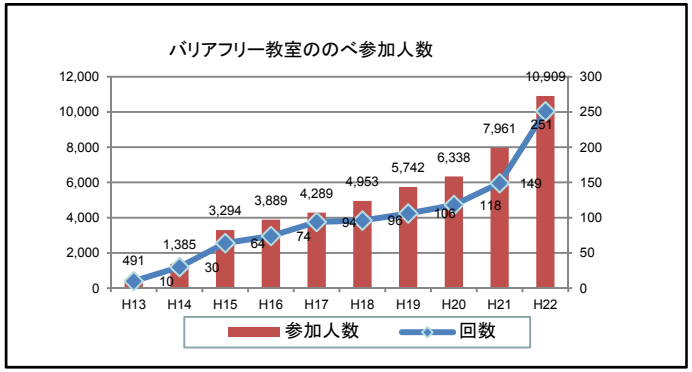

2. 主な課題及び今後の対応方針（案）

国土交通省

主な課題	今後の対応方針（案）
【バリアフリー整備目標の達成状況】	
●地方部においてバリアフリー化が十分に進捗していない地域あり。	●バリアフリー化の全国展開を一層推進するための方策について検討。
●大都市部においても様々な問題が残存しているが、例えば鉄道においては、整備困難駅への対応やホームドアの設置等、一層の高度化への対応が課題として顕在化。	●高度なバリアフリー化を促進するための方策について検討する。
【基本構想の作成状況】	
●全国の市町村の数に比較すると、基本構想の作成件数は十分な数に達していない。 【基本構想作成数（H23．9月末現在）】 270市町村、373構想 <参考>5000人以上の鉄軌道駅が所在する市町村 数： 509	●基本構想作成の提案制度の活用や、各市町村における基本構想作成状況の公表といった、市町村の取組を促す方策についてより一層の取組を行う。
【心のバリアフリーの推進】	
●「バリアフリー教室」の参加人数は増加してきているものの、心のバリアフリーの国民への周知度は未だ十分ではない状況。	●「バリアフリー教室」について、全国の小中学校をターゲットとするような取組について検討。
	●公共交通事業者等において教育訓練の徹底や訓練内容の質の向上がなされるよう、事業者等に対する助言・指導等にも力を入れて取り組む。

3. 今後の検討の進め方について（案）

国土交通省

背景

●平成18年12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行され、昨年12月で5年が経過。

●このため、同法附則第7条に基づき、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが必要。

【参考】同法附則7条（検討）
　政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

対応案

●バリアフリー法の柱である、以下の3つのテーマに沿って、今後、今夏までを目途に施行状況（課題・対応方針案等）について、検討を進めていきたい。

〇バリアフリー化の推進
〇基本構想の取組み
〇心のバリアフリーの取組み